

彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価方法書  
彦根市長意見に対する事業者の見解

資料2-5

番号	項目	意見の内容	意見に対する事業者見解	意見(案)への反映
1	事業計画	ごみ処理施設本体については、周知の埋蔵文化財包蔵地外であるため、届出の必要はない。ただし、施設配置計画に変更や付帯工事に伴い、対象事業実施区域に変更がある場合には、再協議が必要。	施設配置計画の変更や付帯工事に伴い、方法書段階における対象事業実施区域に変更が生じ、埋蔵文化財包蔵地に抵触する場合には、埋蔵文化財に関する再協議を行います。	3※
2	事業計画	工事用車両走行ルートは、道路の支持力を事前に確認して振動増加等により道路構造に支障がないようにすること。また、沿道の住居を勘案して、工事用車両の荷重に応じた運行に配慮されたい。	工事用車両走行ルートについては、既存の道路を運行する計画ですが、振動増加等により道路構造に支障がないよう事前に確認を行います。 また、運行の集中を避け、徐行運転に留意する等、沿道の住居に対する騒音、振動の影響に配慮した運行に努めます。	1(2)

※:知事意見の段階で、「3 その他」として各種法令等を遵守と必要に応じた関係行政機関との協議に言及。